



2023 JR総連春闘を職場から闘おう！シリーズ②③

補償措置額の控除・支給終了は認めない！団交を申し入れ！

会社は4月11日、2023年度新賃金の第2回配分団体交渉で、新たに調整手当の支給対象となる地域において、補償措置額を支給されている社員から1万円を控除する、補償措置額が1万円未満の場合は支給を終了するという回答を示しました。

賃上げ配分の回答の場で、減額が示されたことは、当然、理解も納得できません。そもそも、補償措置額というものは、改訂新人事・賃金制度の改訂に伴い設けられた賃金であり、退職するまで補償されるべき賃金です。新たな調整手当の支給地域と言えども、あくまでも制度改訂という別の問題です。

本部は、せめてこのような回答を示す時は、賃上げ回答を示したときであることや、回答には納得いかないことに抗議しました。

一方JR東海ユニオンは、臭いものには蓋をするかのように、補償措置額についてのコメントは一切触れていません。

本部は4月18日、「申第20号」で2023年度新賃金配分に関する再申し入れを行い、団体交渉の開催を要求しました。

(申し入れ内容)

補償措置額の控除及び支給終了を撤回し、

補償措置額を現行通り支給すること。

